【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

 【提出日】
 2021年8月5日提出

【計算期間】第15特定期間(自 2020年11月13日至 2021年5月12日)【ファンド名】米国ハイ・インカムBDCファンド(毎月決算型)

【発行者名】 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猿田 隆

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【事務連絡者氏名】 土屋 裕子

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【電話番号】 03-6205-1649

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、米国ハイ・インカムBDCマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主として、米国の取引所に上場している株式等に投資を行い、 信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金500億円を限度として信託金を追加することができます。 この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設
		定が行われ従来の信託財産とともに運用される
		ファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産によ
		る主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉と
		する旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産によ
(収益の源泉)		る主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨
		の記載があるものをいいます。

(ロ) 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資	目論見書または信託約款において、主として投資
	信託証券(株式	信託証券に投資する旨の記載があるものをいいま
	一般))	す。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託
		証券の先の実質投資対象について記載していま
		す。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証
		券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株
		式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左
		右されるものであるため、商品分類上の投資対象
		資産(収益の源泉)は「株式」となります。
決算頻度	年12回(毎月)	目論見書または信託約款において、年12回(毎
		月)決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	北米	目論見書または信託約款において、組入資産によ
		る投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記
		載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託
		(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるも
		のを除く。)を投資対象として投資するものをい
		います。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替
		のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対
		円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものを
		いいます。

商品分類表

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
	国内	株式
単位型		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産
	内外	() 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券	年4回	北米	ファミリーファンド	あり
一般 公債	年6回(隔月)	区欠州		
社債 その他債券	年12回(毎月)	アジア		
クレジット属性 ()	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券		アフリカ		
(株式 一般))		中近東(中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固 定型				
資産配分変 更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

(2)【ファンドの沿革】

2013年11月29日 信託契約締結、設定、運用開始。

(3)【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ)委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」 証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報 告書の作成等を行います。

(口)受託会社 「三菱UF」信託銀行株式会社」

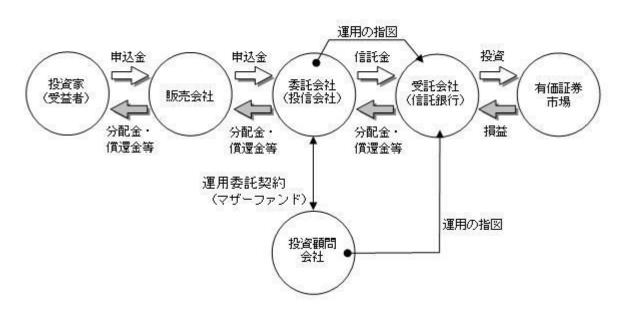
証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(八)販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの 募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の 受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

(二)投資顧問会社(運用の委託先) 「アドバイザリー・リサーチ・インク」 委託会社との間で締結される投資一任契約(運用委託契約)に基づき、マザーファンドの運用 指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ)資本金の額

20億円(2021年5月31日現在)

(口)会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント 株式会社へ商号変更

2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信 株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら 投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式 会社に商号変更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネ

ジメント株式会社に商号変更

(八)大株主の状況

(2021年5月31日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャル グループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番35 号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態(ファミリーファンド方式による運用)

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

「(1)投資方針」には、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、決算頻度が異なる「米国ハイ・インカムBDCファンド(年1回決算型)(以下、「年1回決算型」ということがあります。)」の情報を合わせて説明している部分があります。

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米国の取引所に上場してい

る株式等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

口 投資態度

- (イ)マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米国の取引所に上場している株式等に 投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
 - ・主にBDC(ビジネス・ディベロップメント・カンパニー) への投資を通じて高い配当利回りを獲得しつつ、中長期的なトータル・リタ ンの最大化を目指します。
 - *中堅企業等(中小企業から上場企業まで)の事業開発を主に金融面からサポートする投資 会社をいいます。
 - ・投資分散・流動性の観点から、 B D C 以外の高配当上場米国株式等に投資する場合があります。
- (ロ)実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ハ)マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (二)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色



主として、米国の取引所に上場している株式等に投資を行い、信託財産の 中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 主にBDC (ビジネス・ディベロップメント・カンパニー)への投資を通じて高い配当利回り を獲得しつつ、中長期的なトータル・リターンの最大化を目指します。
- 投資分散・流動性の観点から、BDC以外の高配当上場米国株式等に投資する場合があります。
- ファミリーファンド方式を採用し、「米国ハイ・インカムBDCマザーファンド」の組入れを 通じて実際の運用を行います。



BDCとは

中堅企業等(中小企業から上場企業まで)の事業開発を主に金融面からサポートする投資会社をいいます。

- 2
- マザーファンドの運用にあたっては、アドバイザリー・リサーチ・インクに 運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- BDCへの投資に精通した、アドバイザリー・リサーチ・インクが実質的な運用を行います。
- 3

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。



「毎月決算型」と「年1回決算型」の2つのファンドからご選択いただけます。

- □「毎月決算型」は毎月(原則12日、休業日の場合は翌営業日)、「年1回決算型」は年1回 (原則11月12日、休業日の場合は翌営業日)決算を行います。
- 分配金額は分配方針に基づき委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断により 分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証 するものではありません。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

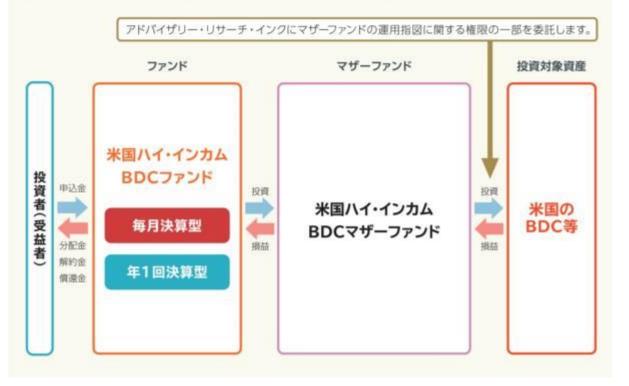
▶分配のイメージ

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
毎月決算型	決算 ¥											
年1回決算型											決算 ¥	

- ※上記は分配のイメージであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



BDC (Business Development Companies)とは

- ■BDCとは、Business Development Companiesの略で、事業開発会社のことです。新ビジネス の隆盛が絶えない米国において、中堅企業等(中小企業から上場企業まで)の事業開発を主に 金融面からサポートしています。BDCの多くが米国の取引所等に上場しており、SEC(米国証券 取引委員会)の監督下におかれています。
- ■米国においては、新しいバーゼル規制の影響で、銀行が中堅企業等とのビジネスを縮小させてい ます。BDCは銀行に代わり、中堅企業等に融資を行うことで、高いリスクに見合った高いインカム ゲインを得たり、中堅企業等に対する株式投資を行うことで魅力的なキャピタルゲインやインカム ゲインを獲得しています。さらにBDCは取引先へのアドバイス等によるフィーも収益としています。
- ■一般にBDCは、利益の90%以上を投資者に配当することで法人税の優遇措置を受けています。 また、負債比率には制限があります。

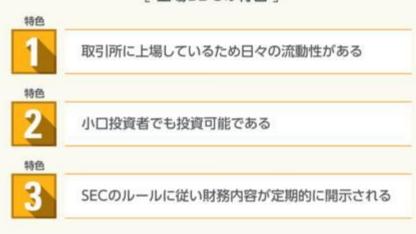


銀行の財務上の健全性を確保することを目的として決められた、銀行の自己資本比率等に関する国際統一基準の ことです。バーゼル銀行監督委員会が公表しています。

[BDCのしくみ]



[上場BDCの特色]



BDCの価格変動と景気および金利の関係

[BDCの収益機会]

景気拡大·金利上昇局面

設備投資・業務拡大等に伴う企業からの 資金ニーズが拡大

融資先からの利金収入拡大新たな融資・投資先の拡大

BDCの価格上昇・配当金増加

景気後退•金利低下局面

企業からの資金ニーズが縮小 融資・投資先の信用リスクが拡大

融資先からの利金収入減少 投資先企業の信用状況悪化による評価 損・売却損発生

BDCの価格下落・配当金減少

マザーファンドの実質的な運用を行う運用会社について

[アドバイザリー・リサーチ・インク(ARI) について]



- ■アドバイザリー・リサーチ・インクは、1974年に設立された米国シカゴを拠点とする運用会社です。
- ■株式パリュー運用のスペシャリストとして様々なグローバル株式の運用戦略を提供しています。
- ■運用資産額は約18億米ドル(約1,967億円)です。
 - *2021年4月末現在。1米ドル=109.30円で換算。
- ■BDCについては2008年より投資対象としており、米国パリュー株式チームが 運用・調査しています。

[運用プロセス]

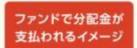
BDCユニバースの策定 ステップ1 データベースによるスクリーニングを行い BDC投資ユニバースの策定 米国上場のBDC銘柄ユニバースを作成 50~60銘柄程度 定量的な財務分析により、企業リスクを 見極める。ダウンサイドリスクの抑制の 観点より銘柄を評価。 ◎ 資産·負債分析 ◎ 流動性分析 ステップ2 • 収益性分析 銘柄選定 パリュエーション分析 財務健全性分析(ダウンサイドリスク抑制) 潜在成長性分析(アップサイドの成長機会) 企業成長・株価上昇の潜在性を見極める。 30~35銘柄程度 ●企業訪問・経営陣への取材 ●ビジネスプラン分析 ●競合他社との比較 ●経営の効率性分析 組入銘柄・投資比率の決定およびポート ステップ3 フォリオ構築 ポートフォリオ構築 ● 銘柄の分散を図る 12~30銘柄程度 銘柄の流動性を考慮

※上記の運用プロセスは2021年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)アドバイザリー・リサーチ・インク、Bloombergのデータを基に委託会社作成

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。





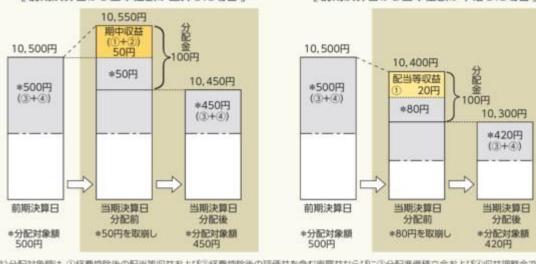
■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を 超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落 することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

「前期決算日から基準価額が上昇した場合]

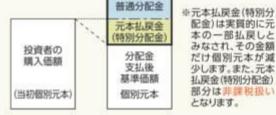
「前期決算日から基準価額が下落した場合」



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
- ■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが 小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合]

[分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]





普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の顔だけ減少します。

(2)【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (イ)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいい ます。以下同じ。)
 - 1.有価証券

- 2. デリバティブ取引にかかる権利
- 3.約束手形
- 4. 金銭債権
- (ロ)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - 1. 為替手形
- ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券または次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株 引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいい ます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるもの をいいます。)
- 9.特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引 法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10.コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で 定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用の主要部分は、委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部 の委託を受けたアドバイザリー・リサーチ・インクが、投資一任契約(運用委託契約)およびそれに付随するガイドラインに従って行います。

委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入の管理、運用の委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用の委託先の運用状況(ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど)のモニタリング等を行います。

口 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、 信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。 運用季託失け、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の

運用委託先は、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、運用委託契約の継続可否を定期的に判断します。

「参考情報 | アドバイザリー・リサーチ・インクの運用体制

アドバイザリー・リサーチ・インクの株式運用は、ボトムアップによる銘柄選択により、企業の持つ本質的な価値「純資産価値(ネット・アセット・バリュー)」に対して割安で魅力的な投資機会を追求します。

ポートフォリオ構築においては、ポートフォリオ・マネジャーおよびリサーチ・アナリストがボトム アップで調査した銘柄の中から、定性面・定量面で魅力的な銘柄に分散投資します。

リサーチ対象銘柄は、投資アイデアの徹底的な精査と投資機会の見極めが行われ、組入候補銘柄が絞られた後、他のポートフォリオ・マネジャーが誰も組入れに反対しなかった場合のみ、ポートフォリオに組み入れられます。

BDC運用についてもこの運用哲学、運用体制で行われています。

(4)【分配方針】

毎月決算(原則として毎月12日。ただし、休業日の場合は翌営業日)を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内と します。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を

行います。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動する ことがあります。

(5)【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ロ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ハ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 二 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ホ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- へ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

- (イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に 上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株 式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する 株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ)上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投 資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻し により行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託 財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合 計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの 時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総 額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (二)信託財産の一部解約等の事由により、上記(口)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が 信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額 に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

八 先物取引等の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号 イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3 号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8

項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

- (ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外 国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二)上記(八)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち 信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定 元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファン ドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により 行うものとします。
- (へ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものに ついてはこの限りではありません。
- (八)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二)上記(八)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想

定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる 金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額 に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいい ます。

- (ホ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額により行うものとします。
- (へ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト)「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (チ)「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる 為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反 対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国 為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における明在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

へ 有価証券の貸付けの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保 有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ)上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 有価証券の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券また は借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決 済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることが できるものとします。
- (ロ)上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当

する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 有価証券の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることがで きます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保 の提供の指図をするものとします。
- (ロ)有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額 を超えない範囲で行うものとします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、上記(口)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当 する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。
- リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場 合には、制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約取引の指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変 動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ)外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差 額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産 に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属する とみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図につ いては、この限りではありません。
- (八)上記(口)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える 額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものと します。
- (二)上記(口)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割 合を乗じて得た額をいいます。

ル 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資 金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当 該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金また は償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内 の額とします。
 - 1 . 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定し ている資金の額の範囲内
 - 2 . 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範
 - 3.借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (八)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ヲ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方 法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条) 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信 託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をする ことができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、
 - 会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8 号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報:米国ハイ・インカムBDCマザーファンドの投資方針等)

(1)投資方針等

イ 基本方針

米国の取引所に上場している株式等を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して 運用を行います。

- 口 投資態度
- (イ)主として、米国の取引所に上場している株式等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
 - ・主にBDC(ビジネス・ディベロップメント・カンパニー)への投資を通じて高い配当利回 りを獲得しつつ、中長期的なトータル・リタ - ンの最大化を目指します。
 - ・投資分散・流動性の観点から、BDC以外の高配当上場米国株式等に投資する場合がありま す。
- (ロ)外貨建資産については、原則として対円での為替へッジを行いません。
- (ハ)アドバイザリー・リサーチ・インクに外貨建資産の運用指図に関する権限を委託します。
- (二)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2)投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2)投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号(第1号から第21号)に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2)投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビー ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3)投資制限

- イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限
- (イ)株式への投資割合には制限を設けません。
- (ロ)新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とし
- (八)投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (二)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (ホ)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (へ)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エク スポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率 は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなっ た場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うことと します。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがっ て、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投 資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ)株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が 下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、こ れらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となり ます。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落 し、基準価額が大きく下落する要因となります。

(口) B D C の価格変動リスク

BDCは、主に中堅企業等(未公開を含む)への融資や当該企業等が発行する株式への投資等 の投資事業から得られる利益等を収益源としており、BDCの価格は、投資事業を取り巻く環 境や金利変動等の影響を受けて変動します。BDCが中堅企業等に融資を行っている場合、利 息等の支払いに影響を及ぼす借入企業の事業活動や財務状況の変化等によって、また、BDC が中堅企業等の発行する株式に投資を行っている場合、その発行企業の事業活動や財務状況お よびこれらに対する外部的評価の変化等によって、BDCの価格は変動します。

ファンドが保有するBDCの価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ハ)信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、 当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあ ります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い 場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

(二)為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ホ)カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(へ)市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ト)ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(チ)換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める 各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵 守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク 管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

[参考情報]アドバイザリー・リサーチ・インクのリスク管理体制

イ コンプライアンス体制

アドバイザリー・リサーチ・インク(以下、同社といいます。)のコンプライアンス部門は、役職員の法令遵守に努めており、投資運用業務に関わる法令・諸規則・規制等に関わる役職員への指導が一義的な業務となっています。また、このような法令の遵守に関わる社内規定の作成も行います。また運用面では、顧客属性の確認、運用ガイドライン遵守状況のモニタリング、投資制限に関するシステム入力、特別な売買発注の確認、投資制限等に関するデータベース入力といった業務を通じて、運用がガイドラインに逸脱することなくスムーズに行われているかを常にチェックしています。

ロ ポートフォリオのリスク管理体制

同社では、ポートフォリオにおけるリスクでは、セクター・ウェイト等一般的なリスク管理に加えて、将来起こり得るリスク、およびリスク要因についても管理しています。

運用におけるリスクとは、突き詰めると資産を失うことにあると考えています。そこで、以下のような観点からもリスク管理を実施しています。

財務リスク	財務リスクは、同社が最も避けるべきと考えているリスクです。同
	社では、投資プロセスの過程で、ソルベンシー・リスクや流動性リ
	スクのある銘柄はスクリーニングから外しています。

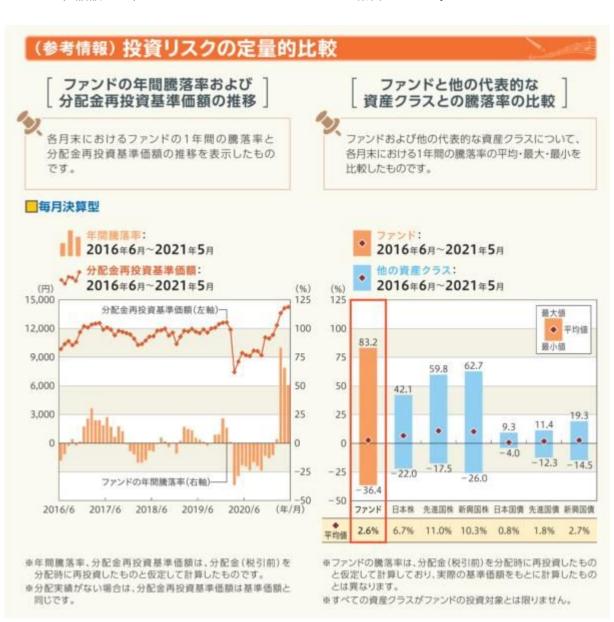
ビジネス・リスク	ビジネス・リスクについては、ある程度許容すべきと考えていま
	す。特にシクリカル性のビジネス・リスクについては、むしろ投資
	機会であると捉えています。
	同社では、慎重にビジネス・リスクを見極めることで、長期的にバ
	リュエーションが低迷してしまう可能性の高い企業への投資を回避
	することに努めています。
バリュエーション・リス	恒常的に企業の持つ本質的な価値「純資産価値(ネット・アセッ
ク	ト・バリュー)」の観点から株価を分析することで、個々の銘柄毎
	に下落リスクを管理します。

ハ その他リスク管理体制

オペレーショナル・リスクや同社のビジネス・リスク等、運用関連以外のリスク管理は、コンプライアンス部門および同社経営陣、その他シニア・マネジメントによって構成される以下の委員会によってモニタリングされています。

・コンプライアンス・リスク・コミッティー

業務遂行上、また規制上重要な要件について議論されます。トレーディングの最良執行等に関しても本コミッティーでモニタリングされます。また、新商品設定や新業務等に関するリスク査定、ならびに全社的な観点でコンプライアンス・リスク、オペレーショナル・リスクに関し、議論され、エグゼクティブ・コミッティーに報告されます。



各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象と しています。
先進国株	MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(プロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローパル・ダイパーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

[※]海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ペースとしています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、3.85%(税抜き 3.5%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。 申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に年2.035%(税抜き1.85%)の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年1.1%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.7%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド の管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

委託会社の報酬には、米国ハイ・インカムBDCマザーファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬(年0.65%)が含まれております。

(4)【その他の手数料等】

等上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、 当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0066%(税抜き0.006%)以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- 口 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁する ものとします。

上記口、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)~(4)にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ)追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申 込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあた ります。
- (ロ)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファ ンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われま す。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受 取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本 の算出が行われることがあります。
- (八)受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参 照。)
- ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

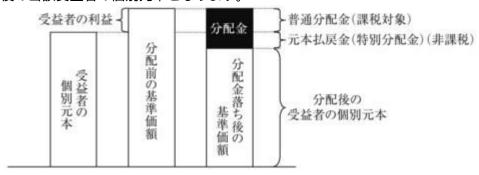
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記 、 の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を 示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ)個人の受益者に対する課税

.収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

- . 一部解約時および償還時
 - 一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(口)法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税のみ)の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

					少類投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA		
5.5	象資	71 1/1		る託	公募株式投資信託	(新たに購入が必要)		
非	課	税	対	象	公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得			
利な	用	対る	象	と方	20歳以上の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	0~19歳の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)		
非	課利	党の	期	間	最長5年間(投資期	月間は2023年まで)		
利限	用	で度	ŧ	る額	120万円/年 (最大600万円)	80万円/年 (最大400万円)		

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2021年5月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

米国ハイ・インカムBDCファンド(毎月決算型)

2021年 5月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,941,911,045	99.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		17,213,362	0.88
合計(純資産総額)	1,959,124,407	100.00	

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

米国ハイ・インカム B D C ファンド (毎月決算型)

イ 主要投資銘柄

2021年 5月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本		米国ハイ・インカムBDCマザー ファンド	1,168,840,162	1.6003	1,870,494,912	1.6614	1,941,911,045	99.12

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2021年 5月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.12
合計	99.12

【投資不動産物件】

米国ハイ・インカム B D C ファンド (毎月決算型) 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

米国ハイ・インカム B D C ファンド (毎月決算型)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

米国ハイ・インカム B D C ファンド (毎月決算型)

年月日		純資産		1万口当たりの 純資産額(円)	
		(分配落) (分配付)		(分配落)	(分配付)
特定1期	(2014年 5月12日)	2,585,998,012	2,641,720,056	9,166	9,366
特定2期	(2014年11月12日)	2,904,933,903	2,990,227,937	10,452	10,752
特定3期	(2015年 5月12日)	1,775,175,804	1,849,435,532	10,679	11,079
特定4期	(2015年11月12日)	1,404,783,406	1,494,362,555	9,617	10,217
特定5期	(2016年 5月12日)	1,191,271,554	1,275,435,335	8,120	8,690
特定6期	(2016年11月14日)	2,434,640,274	2,519,128,119	8,301	8,721
特定7期	(2017年 5月12日)	5,826,235,463	6,030,801,386	8,893	9,313
特定8期	(2017年11月13日)	5,953,205,357	6,256,884,498	8,077	8,497
特定9期	(2018年 5月14日)	4,231,263,809	4,473,602,441	7,327	7,687
特定10期	(2018年11月12日)	3,760,390,104	3,921,469,054	7,477	7,777

				日興毗刀・	拟口首(四周双角门门
特定11期	(2019年 5月13日)	3,097,991,218	3,236,513,232	7,203	7,503
特定12期	(2019年11月12日)	2,793,996,731	2,918,817,660	7,092	7,392
特定13期	(2020年 5月12日)	1,723,838,727	1,833,991,132	4,746	5,046
特定14期	(2020年11月12日)	1,969,210,823	2,079,319,152	5,447	5,747
特定15期	(2021年 5月12日)	1,912,240,939	2,006,448,410	6,849	7,149
	2020年 5月末日	1,914,327,455		5,229	
	6月末日	1,881,157,507		5,043	
	7月末日	1,825,804,538		4,934	
	8月末日	1,892,619,605		5,201	
	9月末日	1,858,288,886		5,124	
	10月末日	1,748,016,341		4,848	
	11月末日	2,086,285,594		5,787	
	12月末日	1,918,595,285		5,675	
	2021年 1月末日	1,937,390,938		5,818	
	2月末日	2,043,206,126		6,280	
	3月末日	2,040,528,586		6,881	
	4月末日	2,003,147,145		7,097	
	5月末日	1,959,124,407		7,100	

【分配の推移】

米国ハイ・インカム B D C ファンド (毎月決算型)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
特定1期	2013年11月29日~2014年 5月12日	200
特定2期	2014年 5月13日~2014年11月12日	300
特定3期	2014年11月13日~2015年 5月12日	400
特定4期	2015年 5月13日~2015年11月12日	600
特定5期	2015年11月13日~2016年 5月12日	570
特定6期	2016年 5月13日~2016年11月14日	420
特定7期	2016年11月15日~2017年 5月12日	420
特定8期	2017年 5月13日 ~ 2017年11月13日	420
特定9期	2017年11月14日~2018年 5月14日	360
特定10期	2018年 5月15日~2018年11月12日	300
特定11期	2018年11月13日~2019年 5月13日	300
特定12期	2019年 5月14日~2019年11月12日	300
特定13期	2019年11月13日~2020年 5月12日	300
特定14期	2020年 5月13日~2020年11月12日	300
特定15期	2020年11月13日~2021年 5月12日	300

【収益率の推移】

米国ハイ・インカム B D C ファンド (毎月決算型)

	収益率(%)
特定1期	6.3
特定2期	17.3
特定3期	6.0
特定4期	4.3
特定5期	9.6
特定6期	7.4
特定7期	12.2
特定8期	4.5
特定9期	4.8
特定10期	6.1
特定11期	0.3
特定12期	2.6
特定13期	28.8
特定14期	21.1
特定15期	31.2

⁽注)収益率とは、特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。)を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

(4)【設定及び解約の実績】

米国ハイ・インカム B D C ファンド (毎月決算型)

	設定口数(口)	解約口数(口)
特定1期	2,931,851,475	110,500,000
特定2期	229,475,110	271,499,074
特定3期	33,856,429	1,150,834,444
特定4期	96,711,563	298,302,126
特定5期	107,619,590	101,252,760
特定6期	1,590,138,393	124,312,532
特定7期	4,642,431,752	1,023,816,687
特定8期	1,775,059,560	955,807,505
特定9期	609,434,341	2,205,428,544
特定10期	452,102,197	1,197,903,193
特定11期	362,174,332	1,090,304,151
特定12期	253,471,921	614,518,820
特定13期	456,801,659	764,142,728
特定14期	344,775,137	361,946,842

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1)投資状況

米国ハイ・インカムBDCマザーファンド

2021年 5月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	2,103,428,148	96.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		81,981,356	3.75
合計(純資産総額)		2,185,409,504	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

米国ハイ・インカムBDCマザーファンド

イ 主要投資銘柄

2021年 5月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	ARES CAPITAL CORP	各種金融	90,672	1,701.27	154,258,460	2,137.02	193,768,530	8.87
アメリカ	株式	HERCULES CAPITAL, INC.	各種金融	99,765	1,359.92	135,673,058	1,863.72	185,934,505	8.51
アメリカ	株式	SIXTH STREET SPECIALTY LENDING INC	各種金融	75,048	2,110.68	158,402,672	2,449.84	183,855,832	8.41
アメリカ	株式	MAIN STREET CAPITAL CORP	各種金融	39,600	3,401.46	134,697,911	4,513.33	178,727,915	8.18
アメリカ	株式	OAKTREE SPECIALTY LENDING CO	各種金融	235,582	588.80	138,711,651	739.78	174,279,417	7.97
アメリカ	株式	OWL ROCK CAPITAL CORP	各種金融	83,162	1,452.12	120,761,602	1,580.54	131,441,200	6.01
アメリカ	株式	BARINGS BDC INC	各種金融	110,363	928.56	102,479,727	1,149.18	126,827,747	5.80
アメリカ	株式	BLACKROCK TCP CAPITAL CORP	各種金融	77,841	1,200.77	93,469,480	1,628.83	126,790,410	5.80
アメリカ	株式	NEW MOUNTAIN FINANCE CORP	各種金融	73,402	1,209.55	88,783,771	1,457.61	106,991,695	4.90
アメリカ	株式	FS KKR CAPITAL CORP	各種金融	41,497	1,838.47	76,291,404	2,411.42	100,066,994	4.58
アメリカ	株式	GOLUB CAPITAL BDC INC	各種金融	57,040	1,511.39	86,209,983	1,736.40	99,044,439	4.53
アメリカ	株式	FS KKR CAPITAL CORP II	各種金融	42,028	1,703.47	71,593,656	2,325.81	97,749,328	4.47
アメリカ	株式	FIDUS INVESTMENT CORP	各種金融	45,852	1,416.51	64,950,240	1,905.43	87,367,941	4.00
アメリカ	株式	CAPITAL SOUTHWEST CORPORATION	各種金融	23,413	1,715.54	40,166,144	2,952.54	69,127,913	3.16
アメリカ	株式	WHITEHORSE FINANCE INC	各種金融	39,965	1,271.02	50,796,346	1,715.54	68,561,908	3.14
アメリカ	株式	STELLUS CAPITAL INVESTMENT CORP	各種金融	44,402	1,016.37	45,129,198	1,448.83	64,331,038	2.94

アメリカ	株式	TRINITY CAPITAL INC	各種金融	40,371	1,614.72	65,188,088	1,580.54	63,808,142	2.92
アメリカ	株式	SLR INVESTMENT CORP	各種金融	21,065	1,914.21	40,322,927	2,047.02	43,120,561	1.97
アメリカ	株式	CRESCENT CAPITAL BDC INC	各種金融	801	2,045.30	1,638,292	2,038.24	1,632,633	0.07

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別・業種別の投資比率

2021年 5月31日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	各種金融	96.25
合計			96.25

投資不動産物件

米国ハイ・インカム B D C マザーファンド 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

米国ハイ・インカムBDCマザーファンド

該当事項はありません。

参考情報



主要な資産の状況

■毎月決算型

資産別構成

資産の種類	国-地域	出率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.88
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国·地域	種類	銘構名	出率(%)
日本	親投資信託 受益証券	米国ハイ・インカムBDCマザーファンド	99.12

■米国ハイ・インカムBDCマザーファンド

資産別構成

資産の権類	■・地域	出事(%)
株式	アメリカ	96.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.75
合計(純資産総額)		100.00

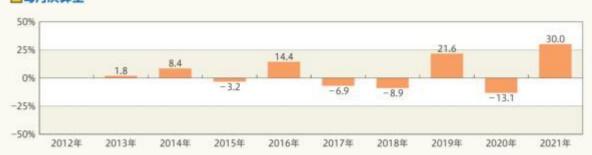
主要投資銘柄(上位10銘柄)

图-地域	種類	略柄名	推措	出率(%)
アメリカ	株式	ARES CAPITAL CORP	各種金融	8.87
アメリカ	株式	HERCULES CAPITAL, INC.	各種金融	8.51
アメリカ	株式	SIXTH STREET SPECIALTY LENDING INC	各種金融	8.41
アメリカ	株式	MAIN STREET CAPITAL CORP	各種金融	8.18
アメリカ	株式	OAKTREE SPECIALTY LENDING CO	各種金融	7.97
アメリカ	株式	OWL ROCK CAPITAL CORP	各種金融	6.01
アメリカ	株式	BARINGS BDC INC	各種金融	5.80
アメリカ	株式	BLACKROCK TCP CAPITAL CORP	各種金融	5.80
アメリカ	株式	NEW MOUNTAIN FINANCE CORP	各種金融	4.90
アメリカ	株式	FS KKR CAPITAL CORP	各種金融	4.58

- ※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
- ※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。
- ※BDCは株式として表示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

□毎月決算型



- *ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。
- ※2013年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2013年11月29日)から年末までの騰落率を表示しています。
- ※2021年のファンドの収益率は、年初から2021年5月31日までの騰落率を表示しています。
- 幸ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

イ 申込方法

- (イ)ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの 取得申込みを行っていただきます。
 - 当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。
- (ロ)原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを 当日の申込受付分とします。
 - なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき

は、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者 が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込 者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる 口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(二)申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)。

(ホ)定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」(販売会社によっては、名称が異なる場合があります。)を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

口 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

八 申込手数料

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、3.85%(税抜き 3.5%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。 累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

二 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会	0120-88-2976	https://www.smd-
社	0120-00-2970	am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

へ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を 経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求(一部解約の実行請求)により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付

けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会 社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- 一部解約金は、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
- 一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「米BDC毎月」として掲載されます。 委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式 会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2013年11月29日から2023年11月13日まで、もしくは下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎月13日から翌月12日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ)信託契約の解約

- a.委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記 a の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を 行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由な どの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、 書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を 有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないとき は、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
- e.上記 b~dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、 当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表 示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が 生じている場合であって、上記 b~dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様としま す

(口)信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(八)委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

- (二)受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
 - a.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるとき

は、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

- b.上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c . 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、 信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ)収益分配金

- a.分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b.分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の 指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決 算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかか る決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の 名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支 払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた 後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投 資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(口)償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

八 信託約款の変更等

- (イ)委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、 監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社 と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併 合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併 合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする 旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の事項(変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ)上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (二)書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。)。
- (ホ)上記(ロ)から(二)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (へ)上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の

書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 投資顧問会社(運用の委託先)との契約の更改等

委託会社と投資顧問会社との間で締結される投資一任契約(運用委託契約)は、当事者のいずれからも何らの意思表示もない場合は、自動的に更新されます。投資一任契約の内容は、必要に応じて、委託会社と投資顧問会社との合意により変更されることがあります。

ト 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が 譲渡・承継されることがあります。

チ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載しま す。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公 告は、日本経済新聞に掲載します。

リ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月(原則として5月および11月の各決算時までの期間)毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。 受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引

三井住友DSアセットマネジメント株式会社(E08957)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資 により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者は その権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

口 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

八 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

二 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定15期(2020年11月13日から 2021年 5月12日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- 1【財務諸表】

【米国ハイ・インカムBDCファンド(毎月決算型)】

(1)【貸借対照表】

() = 23.113.1111.1111		(W.A. II)
	 特定14期	(単位:円 <u>)</u> 特定15期
	(2020年11月12日現在)	(2021年 5月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,534,525	21,506,626
親投資信託受益証券	1,952,821,600	1,892,889,781
未収入金	24,273,076	39,167,476
流動資産合計	1,994,629,201	1,953,563,883
資産合計	1,994,629,201	1,953,563,883
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	18,076,670	13,959,856
未払解約金	4,175,152	23,977,081
未払受託者報酬	85,299	91,205
未払委託者報酬	3,070,747	3,283,358
未払利息	48	55
その他未払費用	10,462	11,389
流動負債合計	25,418,378	41,322,944
負債合計	25,418,378	41,322,944
純資産の部		
元本等		
元本	3,615,334,053	2,791,971,304
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,646,123,230	879,730,365
元本等合計	1,969,210,823	1,912,240,939
純資産合計	1,969,210,823	1,912,240,939
負債純資産合計	1,994,629,201	1,953,563,883
	_	

(2)【損益及び剰余金計算書】

				(単位:円)
	自 至	特定14期 2020年 5月13日 2020年11月12日	自 至	特定15期 2020年11月13日 2021年 5月12日
営業収益				
有価証券売買等損益		381,664,816		582,945,396
営業収益合計		381,664,816		582,945,396
営業費用				
支払利息		7,255		8,796
受託者報酬		520,022		546,631
委託者報酬		18,720,735		19,678,784
その他費用		65,064		66,393
営業費用合計		19,313,076		20,300,604
営業利益又は営業損失()		362,351,740		562,644,792
経常利益又は経常損失()		362,351,740		562,644,792
当期純利益又は当期純損失()		362,351,740		562,644,792
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()		605,891		22,253,013
期首剰余金又は期首欠損金()		1,908,667,031		1,646,123,230
剰余金増加額又は欠損金減少額		177,484,713		342,760,869
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		177,484,713		342,760,869
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		166,578,432		22,552,312
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		166,578,432		22,552,312
分配金		110,108,329		94,207,471
期末剰余金又は期末欠損金()		1,646,123,230		879,730,365

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

	 	
	特定15期	
項目	自 2020年11月13日	
	至 2021年 5月12日	
	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価し	
	ております。	
	 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の	
	最終相場に基づいて評価しております。	
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業 者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の 提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。	
	(3)時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断し 場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評額により評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	特定14期 (2020年11月12日現	在)	特定15期 (2021年 5月12日	
1 .	当特定期間の末日に		3,615,334,053□		2,791,971,304口
	おける受益権の総数				
2 .	「投資信託財産の計	元本の欠損	1,646,123,230円	元本の欠損	879,730,365円
	算に関する規則」第				
	55条の6第10号に規定				
	する額				
3 .	1単位当たり純資産の	1口当たり純資産額	0.5447円	1口当たり純資産額	0.6849円
	額	(10,000口当たりの純資産額	5,447円)	(10,000口当たりの純資産額	6,849円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

		ニガ任及USアゼットマネンメント株式: 有価証券報告書(内国投資信託
	特定14期	特定15期
項目	自 2020年 5月13日	自 2020年11月13日
	至 2020年11月12日	至 2021年 5月12日
├───── 1.委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指	├── 委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指
	図にかかる権限の全部または一部を委託する	図にかかる権限の全部または一部を委託する
	ために要する費用	ために要する費用
	6,086,338円	6,382,300円
2.分配金の計算過程	(自 2020年 5月13日 至 2020年 6月12日)	(自 2020年11月13日 至 2020年12月14日)
	第79計算期間末における費用控除後の配当等	 第85計算期間末における費用控除後の配当等
	収益(12,055,907円)、費用控除後、繰越欠	収益 (7,754,189円)、費用控除後、繰越欠損
		金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益
		調整金 (38,840,568円)、および分配準備積
		 立金(39,757,220円)より、分配対象収益は
	は123,947,175円(1万口当たり328.99円)で	86,351,977円(1万口当たり253.49円)であ
	あり、うち18,836,252円(1万口当たり50円)	り、うち17,031,948円(1万口当たり50円)を
	を分配金額としております。	分配金額としております。
	(自 2020年 6月13日 至 2020年 7月13日)	(自 2020年12月15日 至 2021年 1月12日)
	第80計算期間末における費用控除後の配当等	 第86計算期間末における費用控除後の配当等
	収益(30,557,910円)、費用控除後、繰越欠	収益(23,988,348円)、費用控除後、繰越欠
	損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収	損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収
	益調整金(40,000,515円)、および分配準備	益調整金(38,422,413円)、および分配準備
	積立金(64,033,643円)より、分配対象収益	積立金(29,864,848円)より、分配対象収益
	は134,592,068円(1万口当たり363.35円)で	は92,275,609円(1万口当たり275.20円)であ
	あり、うち18,520,173円(1万口当たり50円)	り、うち16,764,219円(1万口当たり50円)を
	を分配金額としております。	分配金額としております。
	(自 2020年 7月14日 至 2020年 8月12日)	(自 2021年 1月13日 至 2021年 2月12日)
	第81計算期間末における費用控除後の配当等	第87計算期間末における費用控除後の配当等
	収益(6,095,161円)、費用控除後、繰越欠損	収益(1,259,220円)、費用控除後、繰越欠損
	金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益	金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益
	調整金(40,836,874円)、および分配準備積	調整金(38,099,653円)、および分配準備積
	立金(74,765,223円)より、分配対象収益は	立金(36,690,934円)より、分配対象収益は
	121,697,258円(1万口当たり329.97円)であ	76,049,807円(1万口当たり229.00円)であ
		り、うち16,603,942円(1万口当たり50円)を
	分配金額としております。	分配金額としております。
	(自 2020年 8月13日 至 2020年 9月14日)	(自 2021年 2月13日 至 2021年 3月12日)
	第82計算期間末における費用控除後の配当等	第88計算期間末における費用控除後の配当等
	収益(4,362,449円)、費用控除後、繰越欠損	収益 (26,505,711円)、費用控除後、繰越欠
		損金補填後の有価証券売買等損益 (0円) 、収
		益調整金(35,021,962円)、および分配準備
	立金(61,390,346円)より、分配対象収益は	積立金(19,317,917円)より、分配対象収益
	105,945,825円(1万口当たり291.99円)であ	は80,845,590円(1万口当たり267.13円)であ
		り、うち15,131,973円(1万口当たり50円)を
I.	分配金額としております。	分配金額としております。

(自 2020年 9月15日 至 2020年10月12日) 第83計算期間末における費用控除後の配当等 収益(26,710,203円)、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収|損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収 益調整金(40,127,742円)、および分配準備 積立金(47,461,078円)より、分配対象収益 は114,299,023円(1万口当たり315.83円)で あり、うち18,094,042円(1万口当たり50円) を分配金額としております。

(自 2020年10月13日 至 2020年11月12日) 第84計算期間末における費用控除後の配当等 |収益(5,338,683円)、費用控除後、繰越欠損||収益(1,262,564円)、費用控除後、繰越欠損 |金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益 |金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益 調整金(41,211,777円)、および分配準備積 立金(54,944,022円)より、分配対象収益は |101,494,482円(1万口当たり280.73円)であ 分配金額としております。

(自 2021年 3月13日 至 2021年 4月12日) 第89計算期間末における費用控除後の配当等 収益(32,868,176円)、費用控除後、繰越欠 |益調整金(34,357,875円)、および分配準備 積立金(29,696,281円)より、分配対象収益 は96,922,332円(1万口当たり329.30円)であ り、うち14,715,533円(1万口当たり50円)を 分配金額としております。

(自 2021年 4月13日 至 2021年 5月12日) 第90計算期間末における費用控除後の配当等 調整金(32,674,454円)、および分配準備積 立金(45,315,703円)より、分配対象収益は |79,252,721円(1万口当たり283.85円)であ り、うち18,076,670円(1万口当たり50円)を り、うち13,959,856円(1万口当たり50円)を 分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

	特定15期
項目	自 2020年11月13日
	至 2021年 5月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券
	投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、
	投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係る	(1)金融商品の内容
リスク	1) 有価証券
	当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期
	間については、親投資信託受益証券を組み入れております。
	2) デリバティブ取引
	当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま
	す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、な
	らびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。
	3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
	(2)金融商品に係るリスク
	有価証券およびデリバティブ取引等
	当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、
	金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク
	があります。

3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門
	から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信
į	託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお
	よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って
l	ハます。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について
	は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、
	報告が義務づけられています。
	また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制につい
-	
	を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、
J.	原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部
	署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施ある
l l	いは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方
	針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当
	該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっておりまし
	す 。
	~。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場
	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク
	管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会
	議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ
ľ	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制
	の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に
	実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委員会には、
	託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれておりました。 ************************************
	す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提
	条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引
ľ	に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス - · · - · · · · · · · · · · · · · · · ·
	クを示すものではありません。

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	特定15期 (2021年 5月12日現在)	
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	 (1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

特定14期(自 2020年 5月13日 至 2020年11月12日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券		105,474,210円
合計		105,474,210円

特定15期(自 2020年11月13日 至 2021年 5月12日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券		39,506,668円
合計		39,506,668円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

至	2021年 5月12日	
自	2020年11月13日	
	特定15期	

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	特定14期 (2020年11月12日現在)	特定15期 (2021年 5月12日現在)
期首元本額	3,632,505,758円	3,615,334,053円
期中追加設定元本額	344,775,137円	62,099,818円
期中一部解約元本額 期中一部解約元本額	361,946,842円	885,462,567円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

(単位:円)

42,384,472

42,384,472

1,327,836,732

797,090,875

(2021年 5月12日現在)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	米国ハイ・インカムBDCマザーファンド	1,182,834,332	1,892,889,781	
	合計	1,182,834,332	1,892,889,781	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

米国ハイ・インカムBDCファンド(毎月決算型)は、「米国ハイ・インカムBDCマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

米国ハイ・インカムBDCマザーファンド

貸借対照表

資産の部 流動資産 預金

コール・ローン

派生商品評価勘定 未払解約金 未払利息 その他未払費用

流動負債合計

剰余金又は欠損金(

株式 未収配当金 流動資産合計

資産合計 負債の部 流動負債

負債合計

剰余金

純資産の部 元本等 元本

65,485,945	68,576,909
43,750,732	51,543,117
2,050,447,258	2,614,110,611
7,628,144	11,565,694
2,167,312,079	2,745,796,331
2,167,312,079	2,745,796,331
7,646	250
42,376,168	34,528,381
113	142
545	229

34,529,002

34,529,002

2,263,348,744

447,918,585

(2020年11月12日現在)

	(2020年11月12日現在)	(2021年 5月12日現在)
元本等合計	2,711,267,329	2,124,927,607
純資産合計	2,711,267,329	2,124,927,607
負債純資産合計	2,745,796,331	2,167,312,079

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2020年11月13日
75 I	至 2021年 5月12日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の 最終相場に基づいて評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業 者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の 提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した 場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価 額により評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方	為替予約取引
法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、 原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金 額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上して おります。
4.その他財務諸表作成のための基本と なる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理してお ります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	(2020年11月12日現在)		(2021年 5月12日現在)	
1.	当計算期間の末日に	2,263,3	48,744□	1,3	27,836,732□
	おける受益権の総数				
2 .	1単位当たり純資産の	1口当たり純資産額	1.1979円	 1口当たり純資産額	1.6003円

額

(10,000口当たりの純資産額

11,979円) (10,000口当たりの純資産額

16,003円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年11月13日
	至 2021年 5月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券
	投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、
	投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係る	(1)金融商品の内容
リスク	1) 有価証券
	当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期
	間については、株式を組み入れております。
	2) デリバティブ取引
	当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま
	す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、な
	らびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。
	当計算期間については、為替予約取引を行っております。
	3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
	(2)金融商品に係るリスク
	有価証券およびデリバティブ取引等
	当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、
	金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク
	があります。

	有伽証券報告書(内国投資信託
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門
	から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信
	託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお
	よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って
	います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について
	は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、
	報告が義務づけられています。
	また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制につい
	ては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等
	 を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、
	原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部
	署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施ある
	いは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方
	 針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当
	 該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっておりま
	च
	なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場
	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク
	管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会
	議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ
	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制
	の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に
	実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4 会計文口のは体質に関する東西につ	
4.金融商品の時価等に関する事項につ	
いての補足説明 	記者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれておりま
	す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提
	条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引
	に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス
	クを示すものではありません。

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2021年 5月12日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
	と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(株式)
	「重要な会計方針の注記」に記載しております。
	(2) 派生商品評価勘定 (デリバティブ取引)
	デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載してお
	ります。
	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該
	帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2020年11月12日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

	種類	契約額等		時 価	評価損益
区分	作 里 天 天	契約額等	うち1年超	時 価	計測摂金
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	売建	22,000,000	-	22,000,250	250
	米ドル	22,000,000	-	22,000,250	250
合計		22,000,000	-	22,000,250	250

(2021年 5月12日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち 1 年超	時 価	評価損益
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	売建	21,000,000	-	21,007,646	7,646
	米ドル	21,000,000	-	21,007,646	7,646
	合計	21,000,000	-	21,007,646	7,646

(注)1.時価の算定方法

- (1)為替予約取引の時価の算定方法について
 - 1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約 は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対 顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて います。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近 い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客 相場の仲値で評価しております。
- 2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2020年11月13日	
至 2021年 5日12日	

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2020年11月12日現在)			
開示対象ファンドの			
期首における当該親投資信託の元本額	2,475,887,465円		
同期中における追加設定元本額	224,005,785円		
同期中における一部解約元本額	436,544,506円		
2020年11月12日現在における元本の内訳			
米国ハイ・インカムBDCファンド (毎月決算型)	1,630,204,191円		
米国ハイ・インカムBDCファンド(年1回決算型)	165,509,599円		
SMAM・米国BDCファンド(FOFs用)<適格機関投資家限定>	467,634,954円		
合計	2,263,348,744円		

(2021年 5月12日現在)		
開示対象ファンドの		
期首における当該親投資信託の元本額	2,263,348,744円	
同期中における追加設定元本額	24,837,387円	
同期中における一部解約元本額	960,349,399円	
2021年 5月12日現在における元本の内訳		
米国ハイ・インカムBDCファンド(毎月決算型)	1,182,834,332円	
米国ハイ・インカムBDCファンド(年1回決算型)	145,002,400円	
合計	1,327,836,732円	

附属明細表

有価証券明細表

(a)株式

通貨 銘 柄	Δ <i>t</i> 7 +∓	株数 -	評価額		備考
	亚白 11건		単価	金額	佣写
米ドル	ARES CAPITAL CORP	90,672	18.94	1,717,327.68	
	BARINGS BDC INC	125,222	10.40	1,302,308.80	
	BLACKROCK TCP CAPITAL CORP	77,841	14.31	1,113,904.71	
	CAPITAL SOUTHWEST CORPORATION	23,413	23.49	549,971.37	
	FIDUS INVESTMENT CORP	38,209	17.11	653,755.99	
	FS KKR CAPITAL CORP	41,497	21.23	880,981.31	
	FS KKR CAPITAL CORP II	42,028	20.41	857,791.48	
	GOLUB CAPITAL BDC INC	76,671	15.05	1,153,898.55	

			STELL) BOW CHEL	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
HERCULES CAPITAL, INC.	99,765	16.77	1,673,059.05	
MAIN STREET CAPITAL CORP	39,600	40.55	1,605,780.00	
NEW MOUNTAIN FINANCE CORP	73,402	12.86	943,949.72	
OAKTREE SPECIALTY LENDING CO	210,002	6.58	1,382,863.17	
OWL ROCK CAPITAL CORP	83,162	13.82	1,149,298.84	
SIXTH STREET SPECIALTY LENDING INC	75,048	21.67	1,626,290.16	
SLR INVESTMENT CORP	36,414	18.32	667,104.48	
STELLUS CAPITAL INVESTMENT CORP	44,402	12.60	559,465.20	
TRINITY CAPITAL INC	27,896	14.64	408,397.44	
WHITEHORSE FINANCE INC	39,965	15.01	599,874.65	
米ドル 小計	1,245,209		18,846,022.60	
水口が 小山			(2,050,447,258)	
合 計	1,245,209		2,050,447,258	
П <u>П</u>			(2,050,447,258)	

(注)金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 18銘柄	96.5%	100.0%

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

米国ハイ・インカム B D C ファンド (毎月決算型)

2021年 5月31日現在

資産総額	1,971,702,945円
負債総額	12,578,538円
純資産総額(-)	1,959,124,407円
発行済口数	2,759,185,318□
1口当たり純資産額(/)	0.7100円
(1万口当たり純資産額)	(7,100円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の 規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振 替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振 替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

口 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典 ありません。

二 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ)受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b.上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c.上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(口)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

EDINET提出書類

三井住友DSアセットマネジメント株式会社(E08957)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再 分割できるものとします。

へ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益 者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定 によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

2021年5月31日現在

資本金の額 20億円

会社が発行する株式の総数 60,000,000株 発行済株式総数 33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

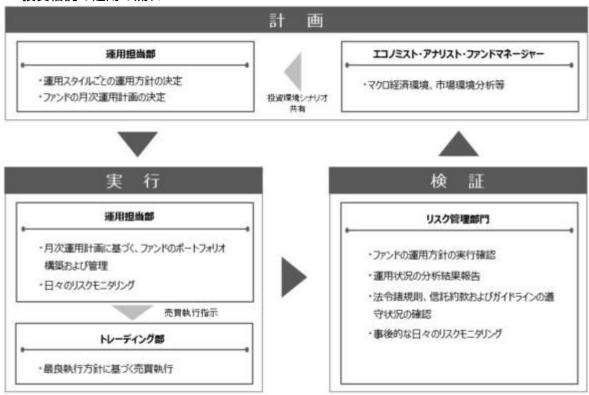
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託 の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助 言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を 行っています。

2021年5月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	720	9,024,013
単位型株式投資信託	112	630,515
追加型公社債投資信託	1	30,509
単位型公社債投資信託	192	455,669
合 計	1,025	10,140,707

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品 取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

			(単位:千円)
		前事業年度	当事業年度
		(2020年3月31日)	(2021年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		33,264,545	33,048,142
顧客分別金信託		300,021	300,036
前払費用		515,226	449,748
未収入金		602,605	132,419
未収委託者報酬		8,404,880	9,936,096
未収運用受託報酬		2,199,785	2,247,156
未収投資助言報酬		299,826	398,108
未収収益		37,702	39,975
その他の流動資産	_	40,119	6,981
流動資産合計		45,664,712	46,558,665
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		101,609	1,509,450
器具備品		783,224	870,855
土地		710	710
リース資産		968	13,483

建設仮勘定	66,498	-
有形固定資産合計	953,010	2,394,500
無形固定資産		
ソフトウェア	909,133	1,347,889
ソフトウェア仮勘定	508,733	1,029,033
のれん	34,397,824	3,654,491
顧客関連資産	17,785,166	15,671,890
電話加入権	12,739	12,727
商標権	54	48
無形固定資産合計	53,613,651	21,716,080
投資その他の資産		
投資有価証券	19,436,480	22,866,282
関係会社株式	11,246,398	11,246,398
長期差入保証金	2,523,637	1,409,091
長期前払費用	113,852	116,117
会員権	90,479	90,479
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	33,390,098	35,707,619
固定資産合計	87,956,760	59,818,200
資産合計	133,621,473	106,376,866
	·	·

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2020年3月31日)	(2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,064	5,153
顧客からの預り金	14,285	20,077
その他の預り金	146,200	169,380
未払金		
未払収益分配金	1,629	1,646
未払償還金	131,338	43,523
未払手数料	3,776,873	4,480,697
その他未払金	502,211	270,290
未払費用	3,935,582	5,940,12
未払消費税等	305,513	235,647
未払法人税等	489,151	762,648
賞与引当金	1,716,321	1,516,622
その他の流動負債	30,951	9,710
流動負債合計	11,051,125	13,455,519
固定負債		
リース債務	-	9,678
繰延税金負債	2,963,538	2,566,958
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448
賞与引当金	14,767	
その他の固定負債	172,918	40,950
固定負債合計	8,451,038	7,876,035
負債合計	19,502,164	21,331,554
純資産の部		
株主資本	0.000.000	0.000.000
資本金 資本剰余金	2,000,000	2,000,000
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000	81,927,000

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券報告書 (内国投資信託受益証券)

		有価証券報告書(内国投資信託等
資本剰余金合計	90,555,984	90,555,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	19,364,265	10,281,242
利益剰余金合計	21,185,470	8,460,037
株主資本計	113,741,454	84,095,946
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	377,855	949,365
評価・換算差額等合計	377,855	949,365
純資産合計	114,119,309	85,045,311
 負債・純資産合計	133,621,473	106,376,866

(2)【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年4月1日	(自 2020年4月1日
	至 2020年3月31日)	至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	54,615,133	50,610,457
運用受託報酬	9,389,058	9,450,169
投資助言報酬	1,303,595	1,270,584
その他営業収益		
サービス支援手数料	181,061	200,807
その他	32,421	32,820
営業収益計	65,521,269	61,564,839
営業費用		
支払手数料	24,888,040	22,784,919
広告宣伝費	447,024	365,317
調査費		
調査費	3,214,679	3,061,987
委託調査費	7,702,309	7,810,157
営業雑経費		
通信費	70,007	95,163
印刷費	612,249	554,920
協会費	45,117	40,044
諸会費	32,199	29,473
情報機器関連費	4,349,174	4,562,612
販売促進費	68,688	23,614
その他	154,201	163,332
営業費用合計	41,583,691	39,491,542
一般管理費		
給料		
役員報酬	264,325	277,027
給料・手当	9,789,691	9,280,730
賞与	914,702	950,630
賞与引当金繰入額	1,726,013	1,501,855
交際費	30,898	11,815
寄付金	2,022	949
事務委託費	956,931	844,255
旅費交通費	249,359	21,023

租税公課	389,032	389,819
不動産賃借料	1,121,553	1,639,529
退職給付費用	797,158	790,144
固定資産減価償却費	3,044,658	3,040,894
のれん償却費	2,645,986	2,645,986
諸経費	482,324	608,206
一般管理費合計	22,414,658	22,002,869
営業利益	1,522,919	70,426

					(単位:千円)
			前事業年度		当事業年度
		(自	2019年4月1日	(自	2020年4月1日
		至	2020年3月31日)	至	2021年3月31日)
営業外収益					
受取配当金			778,113		13,164
受取利息			947		2,736
時効成立分配金・償還金			1,041		88,335
原稿・講演料			2,061		2,603
投資有価証券償還益			6,398		57,388
投資有価証券売却益			24,206		162,941
雑収入			53,484		72,933
営業外収益合計			866,254		400,104
営業外費用					
為替差損			72,457		766
投資有価証券償還損			129,006		11,762
投資有価証券売却損			12,906		34,473
雑損失			8,334		1,240
営業外費用合計			222,704		48,243
経常利益			2,166,469		422,288
特別損失					
固定資産除却損	1		110,668		54,493
減損損失	2		46,417		28,097,346
合併関連費用			42,800		-
早期退職費用	3		-		216,200
本社移転費用	4		133,168		127,044
その他特別損失			-		5,460
特別損失合計			333,054		28,500,544
税引前当期純利益又は					
税引前当期純損失()			1,833,414		28,078,256
法人税、住民税及び事業税			1,874,278		1,549,173
法人税等調整額			619,676		693,192
法人税等合計			1,254,602		855,980
当期純利益又は 当期純損失()			578,811		28,934,237

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

								(+12 , 113)	
						株主資本			
			資本剰余金		利益剰余金				
	次士会	``#	スの小次士	次上되人人			その他利益剰余金	È	
	資本金	資本準備金	その他資本	資本剰余金	利益準備金	配当準備	叫公廷士人	繰越利益	
			剰余金	合計		積立金	別途積立金	剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	-	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054	
当期変動額									
剰余金の配当								2,469,600	
当期純利益								578,811	
合併による増加			81,927,000	81,927,000					
株主資本以外の									
項目の当期変動									
額(純額)									
当期変動額合計	-	-	81,927,000	81,927,000	-	-	-	1,890,788	
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265	

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	利益剰余金 利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
少		22 705 242	F04 064	F04 064	24 200 204
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304
当期変動額					
剰余金の配当	2,469,600	2,469,600			2,469,600
当期純利益	578,811	578,811			578,811
合併による増加		81,927,000			81,927,000
株主資本以外の					
項目の当期変動			216,206	216,206	216,206
額(純額)					
当期変動額合計	1,890,788	80,036,211	216,206	216,206	79,820,005
当期末残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

						株主資本			
			資本剰余金		利益剰余金				
	資本金		その他資本	資本剰余金			その他利益剰余金	È	
	貝쑤並	資本準備金	剰余金合計	利益準備金	配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265	
当期変動額									
剰余金の配当				-				711,271	
当期純損失()				1				28,934,237	
株主資本以外の									
項目の当期変動				-					
額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	29,645,508	
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242	

	評価・換算差額等	
休土貝坐	計価・授昇左領寺	

and the second s				1311112	
	利益剰余金		その他有価証券	評価・換算	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計			
	合計		評価差額金	差額等合計	
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309
当期変動額					
剰余金の配当	711,271	711,271		1	711,271
当期純損失()	28,934,237	28,934,237		-	28,934,237
株主資本以外の					
項目の当期変動	-	-	571,510	571,510	571,510
額(純額)					
当期変動額合計	29,645,508	29,645,508	571,510	571,510	29,073,997
当期末残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)子会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物3~50年器具備品4~15年

(2)無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん14年顧客関連資産6~19年

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 3.引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生 していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定

式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当社は「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第31号 2019年7月4日)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度
	(2020年3月31日)	(2021年3月31日)
建物	466,875千円	102,329千円
器具備品	1,225,261千円	1,153,649千円
リース資産	1,452千円	2,830千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度			
	(2020年3月31日)	(2021年3月31日)			
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円			
借入実行残高	千円	千円			
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円			

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	The state of the s					
	前事業年度	当事業年度				
	(2020年3月31日)	(2021年3月31日)				
Sumitomo Mitsui DS Asset	132,559千円	93.374千円				
Management (USA)Inc.	102,000 []	35,574 []]				

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損

	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年4月1日	(自 2020年4月1日
	至 2020年3月31日)	至 2021年3月31日)
建物	879千円	18,278千円
器具備品	119千円	28,604千円
リース資産	5,377千円	- 千円
ソフトウェア	1,596千円	7,610千円
ソフトウェア仮勘定	102,695千円	- 千円

2 減損損失

前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失
千代田区	事業用資産	建物	46,417

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

当事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失
-	その他	のれん	28,097,346

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。

3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

4 本社移転費用

前事業年度の本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分(2020年7月13日から2020年9月30日まで)の賃料及び共益費相当額として133,168千円支払うものであります。

当事業年度の本社移転費用は、本社移転に伴うものであり、主に設備撤去費用、引越費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640,000株	16,230,060株	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 6 月24日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	2019年 3 月28日	2019年 6 月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年 6 月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	711,271	21.00	2020年 3 月31日	2020年 6 月30日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年 6 月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 3 月31日	2020年 6 月30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
1 年以内	1,618,641	1,194,699
1 年超	5,844,934	3,497,258
合計	7,463,576	4,691,958

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動 リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、 発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入 先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に 管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に 管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません((注2)参照)。

前事業年度(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,264,545	33,264,545	-
(2)顧客分別金信託	300,021	300,021	-
(3)未収委託者報酬	8,404,880	8,404,880	-
(4)未収運用受託報酬	2,199,785	2,199,785	-
(5)未収投資助言報酬	299,826	299,826	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	19,391,111	19,391,111	-
(7)長期差入保証金	2,523,637	2,523,637	-
資産計	66,383,807	66,383,807	-
(1)顧客からの預り金	14,285	14,285	-
(2)未払手数料	3,776,873	3,776,873	-
負債計	3,791,158	3,791,158	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,048,142	33,048,142	-
(2)顧客分別金信託	300,036	300,036	-
(3)未収委託者報酬	9,936,096	9,936,096	-
(4)未収運用受託報酬	2,247,156	2,247,156	-
(5)未収投資助言報酬	398,108	398,108	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	22,826,472	22,826,472	-
(7)長期差入保証金	1,409,091	1,409,091	-
資産計	70,165,105	70,165,105	-
(1)顧客からの預り金	20,077	20,077	-
(2)未払手数料	4,480,697	4,480,697	-
負債計	4,500,774	4,500,774	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
その他有価証券		
非上場株式	45,369	39,809
合計	45,369	39,809
子会社株式		
非上場株式	11,246,398	11,246,398
合計	11,246,398	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6) その他有価証券」には含めておりません。 子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6) その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	1 年以内	1年超5年以内	5 年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,264,545	-	-	-
顧客分別金信託	300,021	-	-	-
未収委託者報酬	8,404,880	-	-	-
未収運用受託報酬	2,199,785	-	-	-
未収投資助言報酬	299,826	-	-	-
長期差入保証金	1,125,292	1,398,345	-	-
合計	45,594,350	1,398,345	-	-

当事業年度(2021年3月31日)

				<u> </u>
区分	1 年以内	1年超5年以内	5 年超10年以内	10年超

現金及び預金	33,048,142	-	-	-
顧客分別金信託	300,036	-	-	-
未収委託者報酬	9,936,096	-	-	-
未収運用受託報酬	2,247,156	-	-	-
未収投資助言報酬	398,108	-	-	-
長期差入保証金	42,007	1,367,084	-	-
合計	45,971,548	1,367,084	-	-

(有価証券関係)

1.子会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2.その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	12,411,812	13,327,652	915,839
小計	12,411,812	13,327,652	915,839
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	6,413,317	6,063,458	349,858
小計	6,413,317	6,063,458	349,858
合計	18,825,130	19,391,111	565,980

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 45,369千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

貸借対照表計上額	取得原価	差額
14,397,606	16,097,433	1,699,827
14,397,606	16,097,433	1,699,827
6,994,762	6,729,039	265,723
6,994,762	6,729,039	265,723
21,392,369	22,826,472	1,434,103
	14,397,606 14,397,606 6,994,762 6,994,762	14,397,606 16,097,433 14,397,606 16,097,433 6,994,762 6,729,039 6,994,762 6,729,039

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 39,809千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,814,360	24,206	12,906
		(単位・千円)

(単位:十円

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,631,425	6,398	129,006

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,978,622	162,941	34,473

償還額	還額 償還益の合計額 償	
1,630,219	57,388	11,762

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について1,560千円(その他有価証券1,560千円)減損処理を行っております。 なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

		(112,113)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年4月1日	(自 2020年4月1日
	至 2020年3月31日)	至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,418,601	5,299,814
勤務費用	523,396	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	195	67,476
退職給付の支払額	349,050	585,151
過去勤務費用の発生額	-	-
合併による発生額	1,707,062	-
退職給付債務の期末残高	5,299,814	5,258,448

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

		(+12:113)
	前事業年度	当事業年度
	(2020年3月31日)	(2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,299,814	5,258,448
未認識数理計算上の差異	<u>-</u>	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

		(十匹・川リ)	
	前事業年度	 当事業年度	
	(自 2019年4月1日	(自 2020年4月1日	
	至 2020年3月31日)	至 2021年3月31日)	
勤務費用	492,511	476,308	
利息費用	-	-	
数理計算上の差異の費用処理額	195	67,476	
その他	304,842	246,359	
確定給付制度に係る退職給付費用	797,158	790,144	

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用 による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

工女は奴廷司昇工の司昇を収し加里士	13 C 12 17 O C 00 17 A 9 。)	
	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年4月1日	(自 2020年4月1日
	至 2020年3月31日)	至 2021年3月31日)
	0.000%	0.020%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度248,932千円、当事業年度239,162千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 当事業年度 (2020年3月31日) (2021年3月31日) 繰延税金資産 退職給付引当金 1,622,803 1,610,136 賞与引当金 530,059 464,389 調査費 178,573 247,208 未払金 162,557 206,090 未払事業税 66,891 46,423 ソフトウェア償却 91,937 90,431 子会社株式評価損 114,876 114,876 その他有価証券評価差額金 131,391 150,771 その他 88,250 35,930 繰延税金資産小計 2,986,254 2,967,346 評価性引当額(注) 193,485 218,966 繰延税金資産合計 2,792,768 2,748,380 繰延税金負債 無形固定資産 5,445,817 4,798,732 その他有価証券評価差額金 310,488 516,605 繰延税金負債合計 5,756,306 5,315,338 繰延税金資産(負債)の純額 2,963,538 2,566,958

(注)評価性引当額が25,480千円増加しております。この増加の内容は、主としてその他有価証券評価差額金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
法定実効税率	30.6%	税引前当期純損失のため 記載を省略しておりま
(調整)		むまと目指してのうなす。
評価性引当額の増減	3.5	
受取配当等永久に益金に算入されない項目	13.9	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.3	
住民税均等割等	0.5	
所得税額控除による税額控除	0.5	
のれん償却費	44.1	
その他	3.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.4	

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	54,615,133	9,389,058	1,303,595	213,482	65,521,269

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
 - 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。
- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至2021年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	50,610,457	9,450,169	1,270,584	233,628	61,564,839

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
 - 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。
- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1)兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,703,669	未払手数料	644,246
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,265,593	未払手数料	890,935

- (注)1.上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.取引条件及び取引条件の決定方針等 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,728,851	未払手数料	863,159
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,578,226	未払手数料	1,070,559

- (注)1.上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.取引条件及び取引条件の決定方針等 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

١.	TWINE THE TRUE THE TR				
		前事業年度	当事業年度		
		(自 2019年4月1日	(自 2020年4月1日		
		至 2020年3月31日)	至 2021年3月31日)		
	1株当たり純資産額	3,369.33円	2,510.93円		
	1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	17.09円	854.27円		

(注)1.前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

2:「ホコルノコ州州市温人は「ホコルノコ州州は八の井に上の至には、八のこのノこのノのノ				
	前事業年度	当事業年度		
	(自 2019年4月1日	(自 2020年4月1日		
	至 2020年3月31日)	至 2021年3月31日)		
1株当たり当期純利益又は当期純損失				
当期純利益又は当期純損失()(千円)	578,811	28,934,237		
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	•		
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	578,811	28,934,237		
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060		

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 八 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 二 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、二に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、 投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるお それのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
- (イ)定款の変更

該当ありません。

(口)その他の重要事項

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併(2019年4月1日付)に伴って発生したのれんについて、2021年3月期決算において28,097,346千円の減損損失を計上しました。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実 該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

(イ)名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

(ロ)資本金の額 324,279百万円(2021年3月末現在)

(ハ)事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

[参考情報:再信託受託会社の概要]

名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 10,000百万円(2021年3月末現在)

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す る法律に基づき信託業務を営んでいます。

口 販売会社

(イ)名称	(口)資本金の額	(八)事業の内容
株式会社SBI証券	· ·	金融商品取引法に定める第一種金融商
a u カブコム証券株式会社	7,196百万円	品取引業を営んでいます。
極東証券株式会社	5,251百万円	
静岡東海証券株式会社	600百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

資本金の額は、2021年3月末現在。

八 投資顧問会社(運用の委託先)

(イ)名称 アドバイザリー・リサーチ・インク

(口)資本金の額 2,892,045米ドル(2021年3月末現在)

(八)事業の内容 米国法に基づき設立され、投資運用業を営んでおります。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

口 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

八 投資顧問会社(運用の委託先)

委託会社との間で締結される投資一任契約(運用委託契約)に基づき、マザーファンドの運用指 図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。) 該当ありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年12月23日	臨時報告書
2021年 2月 9日	有価証券届出書
2021年 2月 9日	有価証券報告書
2021年 3月23日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2021年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日を もって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財

務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら れる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

^{2 .} X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 菅野雅子 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 松井貴志 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ハイ・インカムBDCファンド(毎月決算型)の2020年11月13日から2021年5月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ハイ・インカムBDCファンド(毎月決算型)の2021年5月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並び に財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . $X B R L \vec{r} - 9$ は監査の対象には含まれていません。